

PL Report <2014 No.1>

国内の PL 関連情報

スマートフォンの充電端子の焼損や本体の発熱に注意

(2014 年 2 月 20 日 独立行政法人国民生活センター)

スマートフォンの急速な普及に伴い、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)に寄せられる「スマートフォンの充電端子の焼損や本体の発熱等」に関する相談が大幅に増加しているとして、独立行政法人国民生活センター（以下「同センター」）は 2 月 20 日に相談内容の分析と事故品の調査結果等を発表した。

同センターによれば、事故は「充電中の充電端子の焼損」と「使用中や充電中の本体の発熱」に大別される。このうち、充電中の端子の焼損は、何らかの原因（例：端子の無理な抜き差し）による端子の破損・変形、あるいは異物や液体の付着（例：金属片、汗や飲料等）によりショート状態となり、発熱・焼損したと考えられる。一方、使用中・充電中の本体の発熱は「ゲームアプリやテレビ電話の使用による内部回路の CPU 等への負荷増大」が原因と考えられるとのことであった。

このため同センターは、使用者に取扱上の注意を喚起するとともに、事業者に対して「発熱や焼損しにくい充電端子及び本体の発熱を抑えた商品の開発」を要望した。

ここがポイント

同センターの発表資料には、製造欠陥を示唆するものはありません。また、独立行政法人製品評価技術基盤機構の事故情報データベースでも同様の事故例が 13 件ありますが、いずれも使用者の不注意等が原因とされ、事業者による再発防止措置はとられていません。

しかし、同センターが、火傷事例や表面温度が 50℃を超える製品があるという事実に基づき、事業者に対して「本質安全設計による安全確保の実現」（「発熱を抑えた商品の開発」）を要望していることは注目に値します。

最近の製造物責任の判例傾向を見ても、スマートフォンではありませんが、当該製品について通常予想される使用によって事故が発生したことが立証されれば、当該製品は通常有すべき安全性を欠き、製造物責任法上の欠陥があるといえ、製品不具合の発生を防止するような構造の有無や事故発生を防止するような構造の有無については論ずるまでもない、という趣旨の判断が示されています（例：2013 年 3 月 25 日東京地裁（ワ）第 12475 号判決など）。製品不具合により現実に事故、被害が発生した場合の消費者保護志向が明確になってきており、製品事故の防止のため、事業者による一層の努力が求められているとみることができます。

本スマートフォンの例にとどまらず、事業者は今後の製品の企画・開発にあたり、想定する使用環境の範囲の妥当性の確認を含め、これまで以上に製品の使用環境を十分に踏まえたリスクアセスメントを実施し、一層の事故発生防止に資する対策の検討・実施が求められているといえます。

大手流通企業のユニーは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）と、製品安全活動の協力に関する協定を締結した。NITE と企業との協定締結は、2010 年 7 月のビックカメラに次いで二例目となる。

ユニーは、お客様等から得られる製品事故の情報を NITE に提供する。情報を受けた NITE は当該情報を保有する事故情報データベースの照合や、製品事故のリスク分析などを行い、製品事故の未然防止対策に活用する。

また、ユニーは、NITE から提供された「リコール情報」や「誤使用防止のための注意喚起情報」などの情報を、消費者への安全情報として提供していく予定。

ユニーと NITE の協力の内容 は、以下のとおり。

- (1) 製品事故情報等の提供に関する協力
- (2) 製品安全の取組みの強化に向けた協力
- (3) 啓発活動に関する協力
- (4) 人材育成等に関する協力

ここがポイント

今回の取り組みは、以下の点で、製品安全推進の観点から効果的な取り組みと考えられます。

- ・ユニーが消費者から収集した情報を NITE に提供することで、NITE は今まで以上に製品不具合・事故に関して、精緻な原因調査・解析ができるようになります。NITE がその結果を製造事業者フィードバック・指導することで、製品事故の未然防止につなげることが期待できます。
- ・NITE の持つリコール情報や誤使用防止のための注意喚起情報などがユニーに提供され、ユニーが消費者に製品安全情報として提供することで、製品安全に関する情報を消費者により効果的に伝達することが期待できます。
- ・安全性が確保された製品を選定するにあたって、製造事業者と比べ情報・知見が少ない流通事業者において、NITE からの情報を活用することで、より安全性を考慮した製品の調達ができるようになります。
- ・自社の経営資源だけでは難しい製品安全に関する教育・啓発を、NITE の知見・ノウハウを活用し、より効果的に実施することが期待できます。

流通事業者は消費者と密接にかかわる業態であり、そのため消費者から事故やヒヤリハット、苦情、要望など様々な情報を得やすい立場にあります。このため、特に、製品の安全にかかわる情報を消費者に提供し、事故防止につなげていくことが期待され、そういった期待が今回の協定の背景にあると考えられます。

昨年 7 月に経済産業省より「製品安全に関する流通事業者向けのガイド」及び「同ガイドの解説」が公表されるなど、製品安全の推進における流通事業者の果たす役割への期待は、従来以上に高まっています。無論、製品の安全性確保は一義的に製造事業者の責務ですが、流通事業者においても、今回の事例のような行政関係機関との協働関係のほか、製品安全に関わる情報を製造事業者等も含めたサプライチェーンの構成メンバーで積極的に共有することなどを通じ、製品事故の未然防止やリコール発生時の製造事業者への協力をはじめ、製品安全推進の一翼を担うことが期待されます。

新潟県内の製菓、練り製品など食品メーカー各社が食品の安全管理に関する国際規格「FSSC22000※」の取得に動き出した。大手小売業が食品メーカーに認証取得を推奨しており、認証取得が取引の条件になりつつある。昨年末に国内の冷凍食品工場で起きた農薬混入事件で食品メーカーの安全管理が問い直される中、信頼を確保する狙いもある模様。

FSSC22000は食品の安全管理に関する国際規格で、食品メーカーに対して異物混入の防止など具体的な衛生管理の基準を設けており、昨今の事件を契機に注目を集めている意図的な異物混入の防御（食品防御：フードディフェンス）に対する要求事項も含まれている。

※FSSC22000 (Food Safety System Certification) : FFSC (Foundation for Food Safety Certification)
がEU食品・飲料産業連合会の支援を受けて2010年2月に当該認証スキームを開発。世界70カ国、400社以上の小売業・食品メーカー等が加盟しているTCGF (The Consumer Goods Forum) の運営の下で活動しているGFSI (Global Food Safety Initiative) が承認している食品安全規格の一つ。

ここがポイント

FSSC22000は、上記の通りGFSIが承認した食品メーカー向けの食品安全規格の一つです。規格に対応し、食品メーカーが食品安全面から具体的な管理やその改善を進めることで、食品安全レベルの向上や食品メーカーへの消費者からの信頼向上につながることを期待されています。日本の複数の大手小売業も当該組織に加盟しており、食品メーカーに対して認証取得の要請の動きが強まっているといわれています。

食品メーカー向けの食品安全規格にはFSSC以外にもISO22000やSQFなどもあり、今後は、認証取得の動きが加速することが考えられます。

FSSC等の国際規格は、食品メーカーに求められる食品安全面からの対策を網羅し、昨今注目を集めるフードディフェンスについても要求事項が設けられている点は注目に値します。例えば、FSSC22000には、フードディフェンスに関して以下の要求事項が設けられています。

- (1) 一般要求事項：各組織は、起こり得る妨害、破壊又はテロ行為による製品への危害を評価し、適切な予防措置を講じなければならない。
- (2) アクセス管理：組織内の攻撃に対して脆弱性のある箇所を明らかにし、図化し、アクセス管理の対象としなければならない。実行可能な場合、アクセスは鍵、電子カード／キーまたは他のシステムの使用によって物理的に制限することが望ましい。

フードディフェンスは、従来からある一般的な食品衛生や過失による異物混入などと異なり、食品安全分野の中で比較的新しいテーマであり、典型的な対策が確立した分野とはいえませんが、以下に、一例として、上記の要求事項に対応するフードディフェンスへの取り組み例を示します。

(1) 一般要求事項：

- ①意図的に生物学的・化学的・物理的な異物を製品に混入された場合について、危害の厳しさと危害の発生可能性の両面から、危害評価（危険度）評価を行う。
- ②意図的に異物混入を行う悪意ある第三者・業者・従業員等が工場出入口や廃棄物置場、受水タンク等の各施設、原材料の受入から製品保管までの各工程に対して、容易に侵入できるか、①で評価した異物を混入できるか、混入されても除去できるか等の脆弱性を評価する。
- ③予防措置として、①危害評価と②脆弱性評価とを踏まえて監視カメラや施錠等のハー

ド面、リコール手順書や従業員への教育等のソフト面の対策を実施する。

(2) アクセス管理：

①脆弱性箇所やそのハード対策の実施状況を施設図やフローダイアグラム等に付記し図化する。

②図化した資料を基に、静脈認証や入退室カード等によるハード面や作業シフト表等による従業員管理、来場者入退場記録等のソフト等面で適切なアクセス管理ができるか検証し、必要に応じた対策を講じた上で運用する。

食品への意図的な異物混入は、昨今の事件等からも十分に予見でき、「想定外」として片づけられないリスクです。食品メーカーにおいては、当該リスクを認識した上で、FSSC22000等の要求事項も参考としながら、認証の取得も含めて、企業の実状に応じてフードディフェンス対策を検討・実施することが期待されます。

海外の PL 関連情報

CPSC が事故情報サイトの改善ためアプリケーション開発コンテストを実施

CPSC（米国消費者製品安全委員会）は、本年 1 月、CPSC が事故情報データベース※¹を掲載しているウェブサイト（SaferProducts.gov.）の消費者による使い勝手の改善、リコール情報など製品安全情報の消費者による認知度向上などを目的に、コンピュータアプリケーション（以下「アプリ」）の開発コンテストを行うことを公表した※²。コンテストには、米国のソフトウェア開発会社や個人が応募することができ、勝者には賞金が贈られるほか、開発アプリは CPSC のウェブサイト及び SNS ページに実装される予定である。

※¹ CPSC が SaferProducts.gov. 上で運営する製品事故情報等に関する公開データベース（2011 年 3 月開始）であり、製品事故の被害者等が事故情報を書き込むことができ、書き込まれた事故情報は製造事業者へ通知され、一定期間内（通知後 10 日以内）に製造事業者がコメントを付することが可能。

※² Announcement of Consumer Product Safety Apps Challenge Under the America COMPETES Reauthorization Act of 2011

<http://www.cpsc.gov/en/Regulations-Laws--Standards/Federal-Register-Notices/2014/Consumer-Product-Safety-Apps-Challenge/>

ここがポイント

CPSC の事故情報データベース及び SaferProduct.gov（以下「同サイト」といいます。）については、本誌 2013 年度第 1 号「GAO が CPSC に対し事故情報データベースの改善を要求」で報じたように、米国会計検査院（GAO）が、CPSC に対し、同サイトの利用状況を分析の上、消費者における認知度の大幅な向上、検索機能等使い勝手の改善を図ることなどを要求した経緯があります。

また、同サイトには様々な消費者製品のリコール情報も掲載されていますが、消費者団体等から、事業者の消極的な態度に加え、リコール情報の認知度が低いことも相まって、リコール対象製品の回収に遅れが生じ、リコール製品による事故を招いているとして、対応を強化するよう消費者団体等から要請がなされています。（この点は、本誌 2013 年度第 7 号「米国の民間団体が CPSC の事故情報データベースの分析レポートを公表」などを参照。）

今回の CPSC による公表内容には、GAO や消費者団体の指摘については特にふれられていませんが、コンテスト開催の背景には、外部からの批判に対応し、CPSC が事故情報データ

ベースを含む同サイトの消費者による使い勝手、事故・リコール情報の認知度を改善しようとする意図があるとみることができます。

また、コンテストの募集要件の中で CPSC は、オンラインオークションサイト、商品レビューサイト、検索サイトの検索結果との連携機能を含めることを要求しており、消費者が日常的に閲覧しているこれらのサイトから同サイトに誘導し、事故情報やリコール情報へのアクセスを高めようとしていることが見て取れます。

リコール対象製品の回収率を上げるためには、リコール情報を広く消費者に伝え、認知させることが重要です。しかし、消費者が積極的にリコール情報の入手に動くことは期待しづらく、詳細は不明ながら消費者が日常的にアクセスするウェブサイトからの誘導の仕組みなど CPSC が目論む機能は、国内においてもリコールの実効性を高める上で参考になると考えられます。

米民間機関が、「家庭に潜む新たな三大毒性危険」について警鐘

米国の民間非営利機関（NPO）で、各種消費者用製品について安全性や使い勝手の観点から試験を行い、消費者に提供しているコンシューマーレポート（Consumer Report）は、本年 3 月 21 日のリリース※において、昨今の米国家庭において一般に使用される製品等の中で、毒性による危害リスクに今後留意が必要な分野として 3 分野を指摘した。

3 分野としてあげられたのは、ボタン電池（Button batteries）、小分け洗濯用洗剤（Laundry detergent pod）、ポータブル発電機（Portable generator）である。

米国においては、毎年 9 万人の子供が毒物による事故により救急治療を受けている。これらの多くは、伝統的な医薬品や家庭用洗剤の誤飲等によるものだが、今回あげた 3 分野の製品による事故も増加しており、今後、これら製品による危害リスクに十分に留意が必要であるとしている。

※ 3 poisoning hazards that are hiding in your home

<http://www.consumerreports.org/cro/news/2014/03/3-poisoning-hazards-that-are-hiding-in-your-home/index.htm>

ここがポイント

ボタン電池は、小型のコインサイズの薄型電池で、多くの玩具、時計のほか、リモコン等電化製品やグリーティングカード等の雑貨にも使用が拡大しています。昨今は電池自体の電力性能の向上等もあり、子供が誤飲した場合、数時間程度の比較的短時間のうちに消化管の中で放電し消化壁に潰瘍やせん孔を生じさせるリスクがあるといわれています。

小分け洗濯用洗剤（Laundry detergent pod）は、洗濯用液体洗剤の 1 回使用分を水溶性の材質でパックしたもので、2011 年の発売以降米国では複数のメーカーから同種製品が発売され、急速に普及しています。同製品は色がカラフルでキャンディーのようにも見えることから、子供が誤飲し救急措置を受ける事故が増えています。

ポータブル発電機は、米国では 1,000 万戸以上の家庭に普及しているといわれますが、屋内の密閉空間での使用による中毒死が多く発生しており、米国の一酸化炭素中毒事故の主要な原因となっています。

こういった製品のリスクについては、CPSC を含めかねてから指摘され、注意喚起のためのリリース等もなされてきました。しかし、消費者にとっては医薬品やクリーナー等、伝統的で危害のわかりやすい製品に比べ、急速に普及した製品であり、危害の発生がイメージしづらいことなどから、誤使用や不注意も含めた事故増加につながっていると考えられます。

また、米国においては、誤使用や不注意が原因としても、子供を巻き込む事故の多い製品

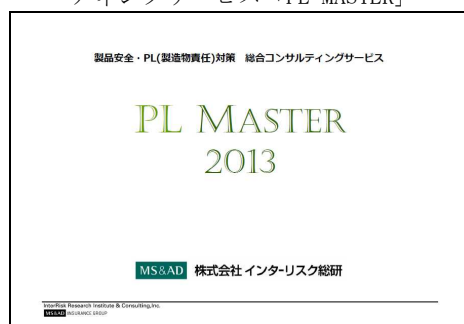
については、規制強化の動きが強まる傾向が強く、CPSC のスタッフが関与し業界自主基準等の策定といった形で対応が進められるケースが多くなっています。例えば、小分け洗濯用洗剤では、化学成分をより毒性の低いものに加え、製品の入った容器について子供の注意を惹きにくいよう不透明なデザインへの変更や、より子供が開けにくい構造に変更するなどの対応が検討されています。(CPSC の公式ブログ<http://www.cpsc.gov/onsafety/>の記事“Liquid Laundry Packets: An Update”などを参照。)

事業者においては、米国の規制動向について留意するとともに、自社製品の企画・開発時には、製品による危害可能性の洗い出し(リスクアセスメント)を行うことが期待されます。その際、今回の注意喚起の対象製品にも見られるように、子供を対象とする製品ではなくとも、子供のいる環境で使用されることが想定される場合は、その点も十分考慮し、合理的に予見可能な誤使用を含め漏れなく想定を行うなど、製品の使用環境を十分に想定した上でリスクアセスメントを実施することが、事故リスクを低減させる観点から重要といえます。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS & ADインシュアランスグループに属し、リスクマネジメントに関する調査研究及びコンサルティングを行う専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの実施を含めた製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、経済産業省より「リスクアセスメント・ハンドブック(実務編)」、「製品安全に関する事業者ハンドブック」策定を受託するなど、リスクアセスメントや製品安全に関し、豊富な受託調査実績があります。
- ・また、製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングをご提供しています。
- ・弊社ではこのような豊富実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL MASTER」



「PL MASTER」はじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 コンサルティング第一部 CSR・法務第一・第二グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/©株式会社インターリスク総研 2014